

出光学生・生徒総合保険のご案内

(団体総合生活保険)

7つの補償でしっかりサポート！

1 傷害（死亡・後遺障害のみ）

2 学資費用・進学費用（傷害）

3 学資費用・進学費用（疾病）

4 育英費用

5 借家人賠償責任

6 生活用動産

7 救援者費用等

「健康状態は
問いません」

団体割引等 最大約43%割引

団体割引30% + 損害率による割引10%
+ 大口団体契約割引(傷害補償のみ)10%



©東京海上日動

申込方法

＜新規ご加入の方＞

随時受け付けております。「加入依頼書」の提出が必要ですので、出光保険サービスにご相談ください。

＜現在ご加入中の方＞

更新手続期間：2026年2月9日（月）～2月27日（金）

「加入依頼書」を郵送いたします。期間内にお手続きが難しい場合は出光保険サービスにご相談ください。

保険期間

2026年4月1日(水)午後4時から2027年4月1日(木)午後4時まで

保険料 支払方法

6月分給料から毎月控除させていただきます。（従業員の方）

6月29日（月）にご指定の口座から引き落とします。（退職者の方）

1 こんな時に、お役に立つ制度です

●ご注意 補償の概要等・保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては10~13ページをご参照ください。

その
1

傷害（国内外補償）

お子様自身が急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症で死亡されたり、後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。

※自動車・バイクなどによるご本人のケガによる死亡・後遺障害についても対象となります。



その
2

育英費用（一時金100万円）（国内外補償）

扶養者（※）が、急激かつ偶然な外来の事故（ケガまたは熱中症）によって死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、育英費用保険金を一度にお支払いします。

※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。



その
3

学業費用（国内外補償）

■学資費用（支払年度ごとに120万円限度に実費）

扶養者（※）が、急激かつ偶然な外来の事故（ケガまたは熱中症）によって死亡または重度後遺障害を被った場合、卒業までに負担した学資費用（毎年の授業料等の学校納付金）を支払対象期間中の支払年度毎に学資費用保険金額を限度として実費でお支払いします。なお基本プラン（G～Lタイプ）をお選びいただいた場合は、急激かつ偶然な外来の事故（ケガまたは熱中症）に加えて扶養者が疾病により亡くなられた際も補償の対象となります。

※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。（新規ご加入時にすでにかかっている疾病による場合は保険金をお支払いできません。ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に死亡された場合を除きます）

■進学費用（支払対象期間を通じて200万円限度に実費）

扶養者（※）が急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症で死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、進学費用（入学金、給付が義務づけられている寄付金など）を負担した場合に、支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度に実費をお支払いします。なお基本プラン（G～Jタイプ）をお選びいただいた場合は、急激かつ偶然な外来の事故（ケガまたは熱中症）に加えて扶養者が疾病により亡くなられた際も補償の対象となります。

※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。（新規ご加入時にすでにかかっている疾病による場合は保険金をお支払いできません。ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に死亡された場合を除きます）

その
4

救援者費用等（500万円限度に実費） (国内外補償)



お子様自身が国内外において、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の搜索・救助活動を要する状態となつた場合や、ケガにより3日以上入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

一人暮らし学生（D・F・J・L）タイプは上記に加えて以下も補償されます

【注】一人暮らし物件の火災保険で借家人賠償責任、生活用動産にご加入の方は、自宅通学生（C・E・I・K）タイプでご加入ください。

その
5

借家人賠償責任（500万円限度） (国内のみ補償) 一人暮らし学生タイプ

お子様が借用し、かつ使用する戸室を偶然な事故によって損壊し、戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※偶然な事故によらず現状復旧にかかる費用は対象となりません。



その
6

生活用動産（100万円限度） (国内のみ補償) 一人暮らし学生タイプ

お子様の所有する生活用品・身のまわり品が火災や盗難などにあって損害をうけたとき保険金をお支払いします。（注）建物外に持ち出している間も補償されます。

免責金額（自己負担額）：5,000円

※現金・クレジットカード・携帯電話などは対象となりません。

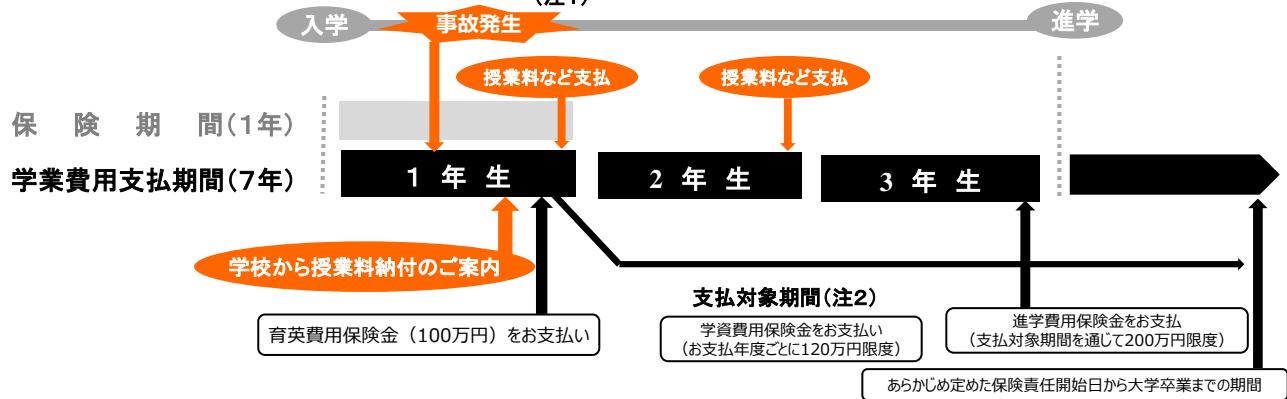
詳しくは13ページをご覧ください。



②「学業費用」「育英費用」の保険金お支払いイメージ

(例) 高校1年生のお子様を被保険者として下記CまたはIタイプにご加入した場合

(注1)



(注1) 保険期間中に発生した事故により、扶養者が死亡された場合、または、重度後遺障害を被った場合がお支払いの対象となります。

(注2) 支払対象期間とは「扶養者が扶養不能状態となった日の翌日～学業費用を支払う期間の終期まで」をいいます。

③ タイプの選び方

お子様の新学年をお選びください。

基本プラン 又は エコノミープラン

エコノミープランは扶養者の疾病死亡による学資費用・進学費用が補償されませんのでご注意ください。

次ページ掲載の保険料表でご確認ください。

区分		タイプ	エコノミープラン						基本プラン (疾病による学業費用補償付)					
			幼稚園 プラン	小学生 プラン	中学・高校生プラン		大学・短大・専門学校 プラン		幼稚園 プラン	小学生 プラン	中学・高校生プラン		大学・短大・専門学校 プラン	
保 険 金 額	傷 害	死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
		入院・通院はございません												
	学業費用	学 資 費 用	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円	120万円
		進 学 費 用	200万円	200万円	200万円	200万円	—	—	200万円	200万円	200万円	200万円	—	—
	育 英 費 用	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
		借家人賠償責任 (免責金額 (自己負担額) : 0円)	—	—	—	500万円	—	500万円	—	—	—	500万円	—	500万円
		生活用動産 (免責金額 (自己負担額) : 5,000円)	—	—	—	100万円	—	100万円	—	—	—	100万円	—	100万円
		救援者費用等	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットの後記『補償の概要等』をご覧ください。

保険料表

現役 月払

【保険期間：1年間】

【団体割引：30% 損害率による割引：10%】

【大口団体契約割引（傷害補償のみ）：10%】

加入タイプの選び方

1. 2026年4月1日時点のお子様の属する学校・学年をご覧ください。

2. 「エコノミープラン」・「基本プラン」の2種類よりお選びいただけます。

疾病による学業費用補償のある「基本プラン」でのご加入をおすすめいたします。

在学予定期間 学業費用支払期間 (年)	種類	学年	自宅通学生				一人暮らし学生					
			エコノミープラン		基本プラン		エコノミープラン		基本プラン			
			タイプ名	保険料(円/月)	タイプ名	保険料(円/月)	タイプ名	保険料(円/月)	タイプ名	保険料(円/月)		
20	幼稚園 保育園 その他	0歳～2歳児	A0	810	G0	1,510	-	-	-	-		
19		年少（3歳児）	A1	800	G1	1,480	-	-	-	-		
18		年中（4歳児）	A2	780	G2	1,440	-	-	-	-		
17		年長（5歳児）	A3	760	G3	1,400	-	-	-	-		
16	小学校	1年生	B1	740	H1	2,260	-	-	-	-		
15		2年生	B2	720	H2	2,180	-	-	-	-		
14		3年生	B3	690	H3	2,090	-	-	-	-		
13		4年生	B4	670	H4	2,010	-	-	-	-		
12		5年生	B5	640	H5	1,910	-	-	-	-		
11		6年生	B6	620	H6	1,830	-	-	-	-		
10	中学校	1年生	C1	590	I1	3,050	D1	830	J1	3,290		
9		2年生	C2	560	I2	2,860	D2	800	J2	3,100		
8		3年生	C3	530	I3	2,660	D3	770	J3	2,900		
7	高校 高専	高専	高校									
6		1年生	1年生	C4	500	I4	2,450	D4	740	J4	2,690	
5		2年生	2年生	C5	460	I5	2,220	D5	700	J5	2,460	
4		3年生	3年生	C6	420	I6	1,980	D6	660	J6	2,220	
3		4年生		C7	390	I7	1,740	D7	630	J7	1,980	
2		5年生		C8	350	I8	1,490	D8	590	J8	1,730	
6	大学等	6年制	4年制	2年制								
5		1年生		E1	360	K1	2,460	F1	600	L1	2,700	
4		2年生		E2	320	K2	2,080	F2	560	L2	2,320	
3		3年生	1年生	E3	290	K3	1,690	F3	530	L3	1,930	
2		4年生	2年生	E4	250	K4	1,280	F4	490	L4	1,520	
1		5年生	3年生	1年生	E5	210	K5	840	F5	450	L5	1,080
6		6年生	4年生	2年生	E6	160	K6	380	F6	400	L6	620

※ご加入口数は1口のみです。

保険料表

退職者 一時払

【保険期間：1年間】

【団体割引：30% 損害率による割引：10%】

【大口団体契約割引（傷害補償のみ）：10%】

加入タイプの選び方

1. 2026年4月1日時点のお子様の属する学校・学年をご覧ください。

2. 「エコノミープラン」・「基本プラン」の2種類よりお選びいただけます。

疾病による学業費用補償のある「基本プラン」でのご加入をおすすめいたします。

在学予定期間 学業費用支払期間 (年)	種類	学年	自宅通学生				一人暮らし学生					
			エコノミープラン		基本プラン		エコノミープラン		基本プラン			
			タイプ名	保険料(円/年)	タイプ名	保険料(円/年)	タイプ名	保険料(円/年)	タイプ名	保険料(円/年)		
20	幼稚園 保育園 その他	0歳～2歳児	A0	8,760	G0	16,420	-	-	-	-		
19		年少（3歳児）	A1	8,570	G1	16,030	-	-	-	-		
18		年中（4歳児）	A2	8,380	G2	15,620	-	-	-	-		
17		年長（5歳児）	A3	8,150	G3	15,170	-	-	-	-		
16	小学校	1年生	B1	7,920	H1	24,400	-	-	-	-		
15		2年生	B2	7,680	H2	23,560	-	-	-	-		
14		3年生	B3	7,430	H3	22,660	-	-	-	-		
13		4年生	B4	7,170	H4	21,730	-	-	-	-		
12		5年生	B5	6,890	H5	20,740	-	-	-	-		
11		6年生	B6	6,590	H6	19,700	-	-	-	-		
10	中学校	1年生	C1	6,290	I1	33,110	D1	8,990	J1	35,810		
9		2年生	C2	5,970	I2	31,010	D2	8,670	J2	33,710		
8		3年生	C3	5,630	I3	28,800	D3	8,330	J3	31,500		
7	高校 高専	高専	高専									
6		1年生	1年生	C4	5,280	I4	26,490	D4	7,980	J4	29,190	
5		2年生	2年生	C5	4,900	I5	24,050	D5	7,600	J5	26,750	
4		3年生	3年生	C6	4,520	I6	21,510	D6	7,220	J6	24,210	
3		4年生		C7	4,110	I7	18,830	D7	6,810	J7	21,530	
2		5年生		C8	3,680	I8	16,020	D8	6,380	J8	18,720	
6	大学等	6年制	4年制	2年制								
5		1年生		E1	3,840	K1	26,740	F1	6,540	L1	29,440	
4		2年生		E2	3,460	K2	22,650	F2	6,160	L2	25,350	
3		3年生	1年生	E3	3,050	K3	18,340	F3	5,750	L3	21,040	
2		4年生	2年生	E4	2,620	K4	13,800	F4	5,320	L4	16,500	
1		5年生	3年生	1年生	E5	2,160	K5	9,060	F5	4,860	L5	11,760
		6年生	4年生	2年生	E6	1,690	K6	4,070	F6	4,390	L6	6,770

※ご加入口数は1口のみです。

お知らせ（今年度の変更点）について

出光グループ団体契約における損害率が悪化している状況を踏まえ、損害率による割引率が割引15%から10%に変更、保険料が引き上げとなります。

また、2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。

【商品改定について】

以下の補償について、下記のとおり改定いたします。

補償	改定項目	概要
こども傷害補償	職種級別による料率区分の廃止	職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
こども傷害補償・救援者費用等	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、熱中症を補償対象とします。

保険の対象となる方（被保険者）について

＜加入者となり得る方＞

出光興産(株)およびその系列会社の役員・従業員・退職者

※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

＜被保険者となり得る方＞

被保険者（保険の対象となる方）になれるのは、保険期間（保険のご契約期間）の終了時点において満23才未満の方、または、学校教育法に定める次の学生および生徒（入学手続きを終えた方を含みます。）に限ります。A)大学（大学院および短期大学を含みます。） B) 高等学校（高等専門学校を含みます。） C) 特別支援学校の高等部 D) 専修学校および各種学校（ただし、教育基本法に定める義務教育を終了した方または留学生に限ります。）

※借家人賠償責任については、被保険者が、未成年者または責任無能力者である場合は、被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（被保険者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（被保険者に関する事故に限ります。）。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

Q & A

No.	Q	A
1	届いた書類は返送しないといけないのですか？	お届けしている外封筒に「必ずご返送ください」と記載されている方は、必ずご返送ください。 また、学校が変わる方、留年・浪人される方、引っ越しされる方についてもご返送が必要です。
2	いつ時点の情報で申し込みばよいでしょうか？	2026年4月1日時点のお子様の学校および学年でお申し込みください。
3	募集締切日までに子供の進路が決まらない場合は、どうすればよいでしょうか？	お子様の進路が決まり次第、なるべくお早めに出光保険サービスまでご連絡ください。
4	学業費用支払期間とは何ですか？	保険責任開始日（補償開始日）から学業費用の支払対象期間の終了日までの期間をいいます。学業費用支払期間は幼稚園（3年間）、小学校（6年間）、中学校（3年間）高校（3年間）、大学（4年間）を基準とし、大学卒業までの期間で設定しています。それ以外の進路をご希望される方は、出光保険サービスまでご相談ください。
5	育英費用、学業費用における「扶養者」とは誰を指しますか？	原則として、ご加入いただくお子様の親権者で、かつ、お子様の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担している、お子様の生計を主に支えている人を指します。
6	両親が共働きをしている場合、育英費用、学業費用における扶養者はどうなりますか？	お子様について税法上の扶養控除の適用を受けている方、または保険期間中に見込まれる所得が多い方を扶養者として設定いただきます。
7	扶養者が、病気で亡くなった場合も育英費用、学業費用は補償されますか？	基本プランについては、病気により死亡された場合も対象となります。ただし、エコノミープランは対象外となります。
8	「基本プラン」と「エコノミープラン」のどちらを選べばよいでしょうか？	「基本プラン」をお勧めいたします。 「エコノミープラン」は扶養者の疾病死亡による学資費用・進学費用が補償されません。
9	浪人生はどのプランになりますか？	エコノミープランの場合は「C6タイプ」「D6タイプ」、基本プランの場合は「I6タイプ」「J6タイプ」からご選択ください。
10	留年した場合はどのプランになりますか？	前年と同じプランをご選択ください。
11	子供が一人暮らしで通学しています。どのタイプに加入すればよいでしょうか？	一人暮らししている物件の火災保険で「借家人賠償責任」「生活用動産」にご加入の方は、自宅通学生タイプでご加入いただけます。その際、お送りしている加入依頼書の住居プラン欄では「自宅外」を選択ください。
12	子供が海外留学します。引き続き加入できますか？	日本国内の大学に在籍しながら海外留学で単位を取得される場合は、引き続きご加入いただけます。 しかし、補償の対象とならない場合もございますので、海外留学される場合は出光保険サービスまでご連絡ください。
13	出光学生・生徒総合保険には、いつでも加入できますか？	いつでも加入いただけます。ご希望時期に合わせたご案内をいたしますので、出光保険サービスまでご連絡ください。
14	保険期間中に加入タイプ・加入プランを変更できますか？	毎月1日付で随時受け付けております。変更をご希望の場合は、出光保険サービスまでご連絡ください。

更新お申し込み用記入見本

- ◆下図黄色枠内について漏れなくご記入ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人1名につき1部必要です。
- ◆ご家族の追加加入を希望される場合、新しい加入依頼書をお送りいたしますのでご連絡ください。

E 出光学生・生徒総合保険加入依頼書 東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用

加入のお申込みをされるお客様ご加入者

ご加入日 (加入依頼日)	令和 年 月 日	加入者 保険期間	令和 8年 4月 1日～令和 9年 4月 1日	払込方法・ 回数
被保険者番号	被保険者番号		被保険者印鑑番号	
ご住所	生年月日		性別	男姓 女姓
お名前 ご住所 ご郵便番号	カナ	年 月 日	年 月 日	年 月 日
業字	所属名	業字	所属コード	社員コード
私は左記ご加入時の回答内容についてご確認し、 被保険者である旨を、団体に対して加入(変更、更新 しない等)を依頼します。				
個人の署名はフルネームでご記入、法人の場合は法人印を捺印します。				
ご希望のお手続き (1～4のいずれかに○)	変更	1 加入内容変更	2 被保険者明細追加	3 本保険者明細は 更新しない
変更のない場合は ご提出不要です。	更新	1 加入内容変更	2 被保険者明細追加	3 本保険者明細は 更新しない
4 全員更新しない				

保険の対象となる方（被保険者）

ご加入者 と同じ 異なる場合は 右欄に記入	本人の お名前 業字	カナ	★生年 月日	男姓・太正・昭和 年 月 日	加入者からみた勤務 区分コード
			★性別	男姓 女姓	ご登録

ご加入者
ご住所と
同じ
異なる場合は
右欄に記入

本人の ご住所 住所(建物) 所在番	カナ	業字	学校の番号 (下表ご参照)	住居区分	自宅通学	自宅以外
-----------------------------	----	----	------------------	------	------	------

セツ

タイプ	-
-----	---

「医療費用」を補償する場合に該当のコードをご記入ください。
☆公的医療保険制度
(下表ご参照)

赤枠内が正しいかご確認ください
誤っている場合は二重線で訂正・訂正印を押し
正しい内容をご記入ください

ご加入者
と同じ
異なる場合は
右欄に記入

秋葉者の お名前 業字	カナ	被保険者からみた勤務 区分コード
ご加入者 ご住所と 同じ 異なる場合は 右欄に記入	カナ	

黄色枠内に保険料を
ご記入ください

保険料

被保険者・1回分 前年同等プラン保険料	円	被保険者・1回分保険料 円	加入者・1回分合計保険料 円
------------------------	---	------------------	-------------------

コード表

学校の種類	1 高校	6 特別支援学校	B 保育園・認定こども園	1 病院けんぽ
	2 高専	7 専修(一般課程)	C 幼稚園	2 組合健保
	3 短大	8 専修(高等課程)	D 小学校	3 団体健保
	4 大学	9 専修(専門課程)	E 中学校	4 共済組合
	5 大学院	A 各種学校		5 組員保険

団体使用欄

項目	コード	内容	項目	コード	内容

旧加入者番号	旧明細番号	被葉店	印
		代理店 /仲立人	
		契約者 (団体)	

(注)被保険者明細が
複数枚の場合は、合
算した保険料を記入

新規お申し込み用記入見本

- ◆ 1、4についてはご記入漏れが多くなっておりますので、必ずご記入ください。
 - ◆ 加入依頼書は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人1名につき1部必要です。
 - ◆ ご家族の追加加入を希望される場合、新しい加入依頼書をお送りいたしますのでご連絡ください。

必ずご記入ください

E 出光学生・生徒用 加入依頼書

1 ご記入日 (加入依頼日) 令和 年 月 日 加入者 保険期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 4 月

**2 住所・電話番号・氏名を
ご記入ください**

3 生年月日・性別をご記入ください

**4 必ずご署名ください
(加入者自署)(捺印不要)**

5 1 新規に加入 **更新** **2 加入内容変更** **3 被保険者明細追加** **4 本被保険者明細は
更新しない** **5 全員更新しない**

**6 保険の対象となる方の氏名・生年月日
住所等をご記入ください**

**7 タイプを
ご記入ください**

**8 保険の対象となる方を扶養する方の
氏名・住所・続柄をご記入ください**

9 被保険者・1回分保険料 円 **加入者・1回分合計保険料
(注)被保険者明細が
複数の場合は、合
算した保険料を記入**

10 保険料をご記入ください

11 団体使用欄

12 旧加入者名簿番号 旧明細番号

13 1 高校 6 特別支援学校 B 保育園/認定こども園

2 高専 7 専修(一般課程) C 幼稚園

3 短大 8 専修(高専課程) D 小学校

4 大学 9 専修(専門課程) E 中学校

5 大学院 A 各種学校

14 項目 コード 内容 項目 コード 内容

15 1. 飲食店 2. 代行店/仲介人 3. 薬局(個人)

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

*2 正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお答えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかつたり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお答えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6 親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

【傷害補償(こども傷害補償)】

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償(こども傷害補償)におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピックル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
育英費用補償特約		<p>扶養者*1 がケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>（重度後遺障害の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>扶養者*1が保険期間中にケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの <p>等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちむち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>	
<p>学業費用補償特約</p> <p>扶養者*1が保険期間中にケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に進学費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度として、負担した進学費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの <p>等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 進学する学校*4からの指示に基づいて学校*4に納付する費用のうち学資費用以外の費用（入学金、納付が義務付けられている寄付金等）をいいます。</p> <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p>		

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
疾病学資費用保険金 疾病による学業費用補償特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶ 支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>※上記にかかわらず、学業費用補償特約により保険金を支払うべき身体障害*4に対しても保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*5の指示に基づいて学校*5に納付または業者から購入する、在学期間に毎年必要となる費用 ■学校*5の指示に基づいて学校*5に納付または業者から購入する教材費*6 <p>*4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。</p> <p>*5 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*6 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始定期点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2
疾病進学費用保険金	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に進学費用*3を負担した場合</p> <p>▶ 支払対象期間を通じて疾病進学費用保険金額を限度として、負担した進学費用の実額をお支払いします。</p> <p>※上記にかかわらず、学業費用補償特約により保険金を支払うべき身体障害*4に対しても保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 進学する学校*5からの指示に基づいて学校*5に納付する費用のうち学資費用以外の費用（入学金、納付が義務付けられている寄付金等）をいいます。</p> <p>*4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。</p> <p>*5 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p>	<p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>*2 初年度契約の保険始定期点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始定期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</p>

【賠償責任に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任一部補償変更に関する特約 借家人賠償責任補償特約	<p>国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約+住宅外等追加補償特約	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

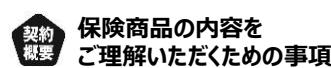
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において以下の事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■ 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■ 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■ 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合</p> <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p>等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書[契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

- 個人賠償責任補償特約
- 借家人賠償責任補償特約
- 携行品特約
- 住宅内生活用動産特約
- ホールインワン・アルバロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約
- 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）
- トラブル対策費用補償特約
- 葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約
- 育英費用補償特約
- 学業費用補償特約
- 疾病による学業費用補償特約
- 教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下（平均月間所得額＊2の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。

＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

＊4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただけますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することができますのでご注意ください。



（金融庁ホームページ）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

（金融庁ホームページ）



※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

契約概要

7 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

注意
契約概要

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名 基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	-	-	★	★	★*3	-
職業・職務*4	-	☆	-	-	-	-
健康状態告知*5	-	★	★	★	★	-

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 ごども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 ごども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

① 告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にものなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合は介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。

a. 婚姻意思*8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③ 告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、その事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます。）。

*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④ 告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意
契約概要

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払します。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約・新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することができます。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方による補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額×1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

※1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取り扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかつたときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつたとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は、補償内容ごとに下表のとおりになります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等の取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項



- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

6 事故が起ったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに〈介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に〉《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかるる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病的程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があつたことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（ https://www.sonpo.or.jp/ ）

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日



ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額・免責金額（自己負担額）
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

取扱代理店

■出光保険サービス株式会社

受付時間：月～金 9:30～16:00（祝・祭日、年末年始、5月1日、6月20日を除く）

【新規加入・ご相談希望の方】 MAIL : ihs-soudan@idemitsu.com

- (個人保険グループ) 〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターナシティC棟11階
TEL : 0120-956-281
- (北海道営業所) 〒053-0022 北海道苫小牧市表町5-4-7 苫小牧海晃第一ビル3階
TEL : 0120-935-729
- (千葉営業所) 〒299-0192 千葉県市原市姉崎海岸2-1 出光興産（株）千葉事業所内
TEL : 0120-975-917
- (東海営業所) 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル5階
TEL : 0120-919-073
- (関西営業所) 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目 2番22号 ハービスENTオフィスタワー18階
TEL : 0120-982-712
- (中国営業所) 〒745-0844 山口県周南市速玉町2-20 出光会館1階
TEL : 0120-981-042
- (九州営業所) 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-11-1 天神武藤ビル6階
TEL : 0120-901-537

【既にご加入頂いている方】

- (個人保険グループ) 〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターナシティC棟11階
TEL : 0120-132-371

【保険金・給付金の請求希望の方】

- (お客様サポートグループ) TEL : 0120-989-410

引受保険会社

■東京海上日動火災保険株式会社

(担当窓口) グリーンビジネス本部 資源エネルギー営業第二室 MAIL : tmnf17120535@tmnf.jp